

託送料金認可取消請求事件  
控訴審第2回口頭弁論  
弁護士意見陳述

2023.12.14

控訴人訴訟代理人

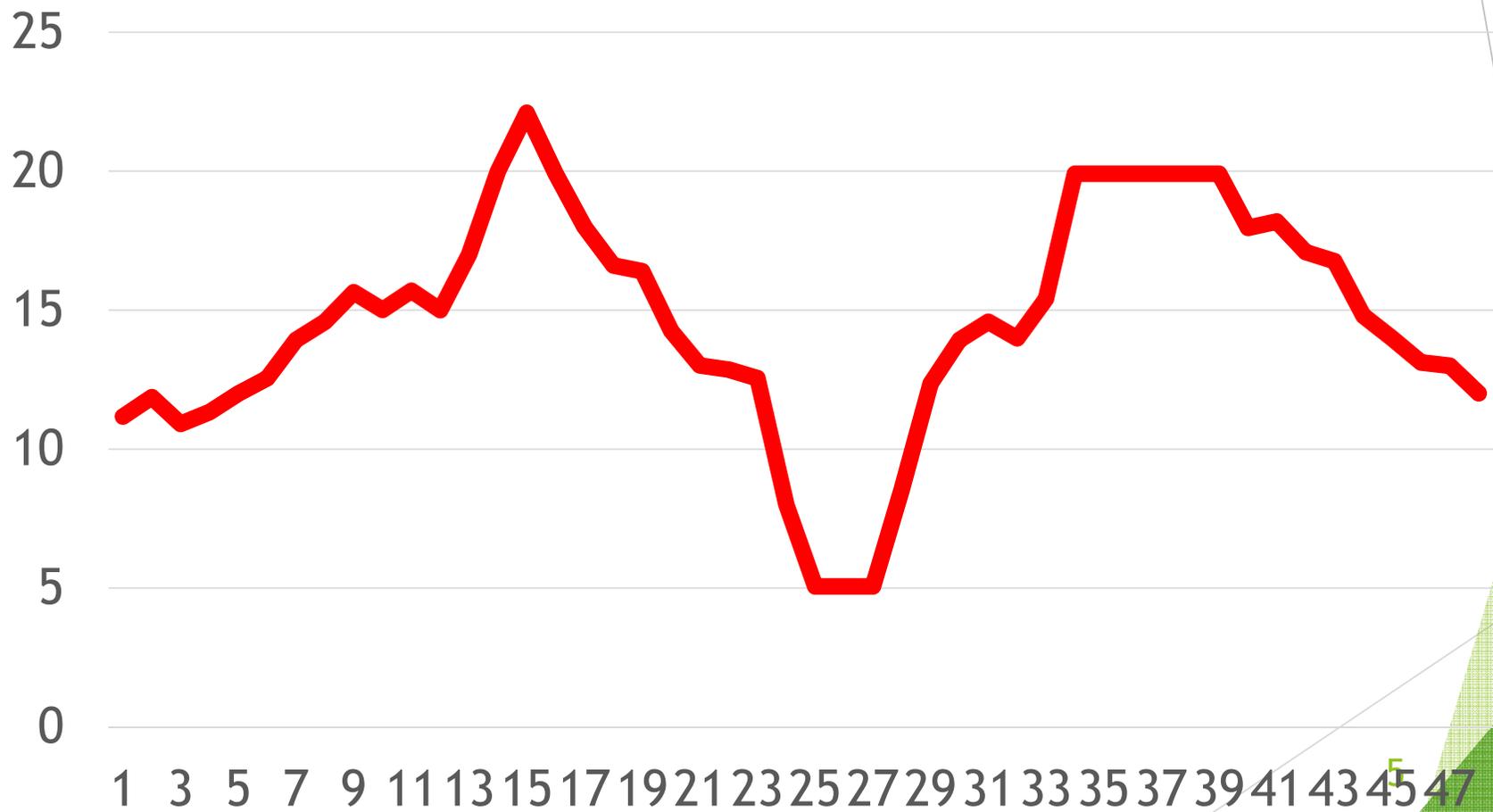
弁護士 小島 延夫

賠償負担金・廃炉円滑化負担金を、  
原子力発電事業者から契約を切り替  
えた需要家は負担せず、  
引き続き原子力発電事業者から電気  
の供給を受ける需要家のみが全てを  
負担する  
との論理、どこが間違っているのか。

- ▶ 電力自由化の下では、電力料金は競争的市場で決定される（八田達夫意見書・甲23の1・12頁）
- ▶ 原子力発電事業者から電気の供給を受けた場合と、原子力発電事業者以外から電気の供給を受けた場合で、電力料金は基本的に同一（八田達夫意見書・甲23の1・12頁）
- ▶ 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を、原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担するという事にはならない。

- ▶ 電力自由化の下では、電力料金は競争的市場で決定される とはどういうことか。
- ▶ 電力自由化された国では、前日に、電力取引市場を開催し、翌日の時間帯ごとに、需要サイドが購入希望価格・購入希望数量、供給サイドが販売希望価格・販売数量を示し、市場取引をすることが広く行われる (前日取引市場)
- ▶ 日本では、日本卸電力取引所 (JEPX) が開催している、電力スポット市場が、前日取引市場
- ▶ 2020年以降は、電力総需要のうち、日本卸電力取引所 (JEPX) が開催する、電力スポット市場で取引される電力量は30%を超える。
- ▶ 市場取引価格の中心

▶ 今年（2023年）11月27日の九州地域における電力スポット市場での約定価格。



- ▶ 1 1月27日の九州地域における電力スポット市場での、約定価格（=卸電力価格）

22. 10円/kWh～5.06円/kWh

- ▶ 横軸 48コマ 計画値同時同量制度

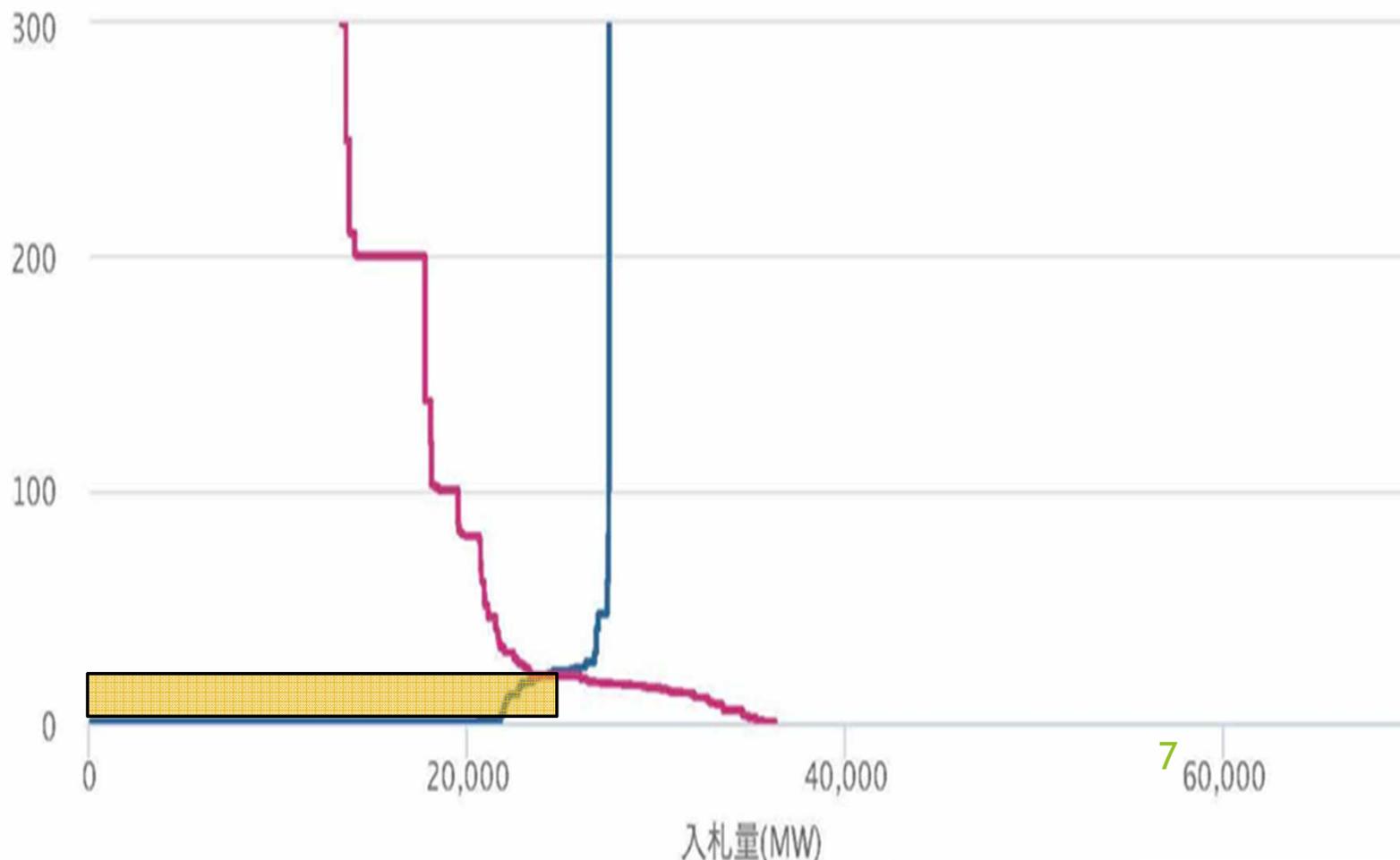
- ▶ 時間ごとに、約定価格（=卸電力価格）が変化している。 = 需要と供給で価格が決定される。

- ▶ 事業活動が始まり、電力需要が増加する午前6時過ぎから電力価格が上昇 7時半から太陽光発電からの供給、電力価格低下
- ▶ 昼休み時間帯 最低価格に
- ▶ 太陽光発電が減少する午後4時頃から電力料金が上昇 午後7時頃まで電力料金は高止まり
- ▶ 事業活動が少ない夜間 料金低下

▶ 今年（2023年）11月27日午後6時九州  
地域の入札カーブ 19.91円が約定価格

(円/kWh)

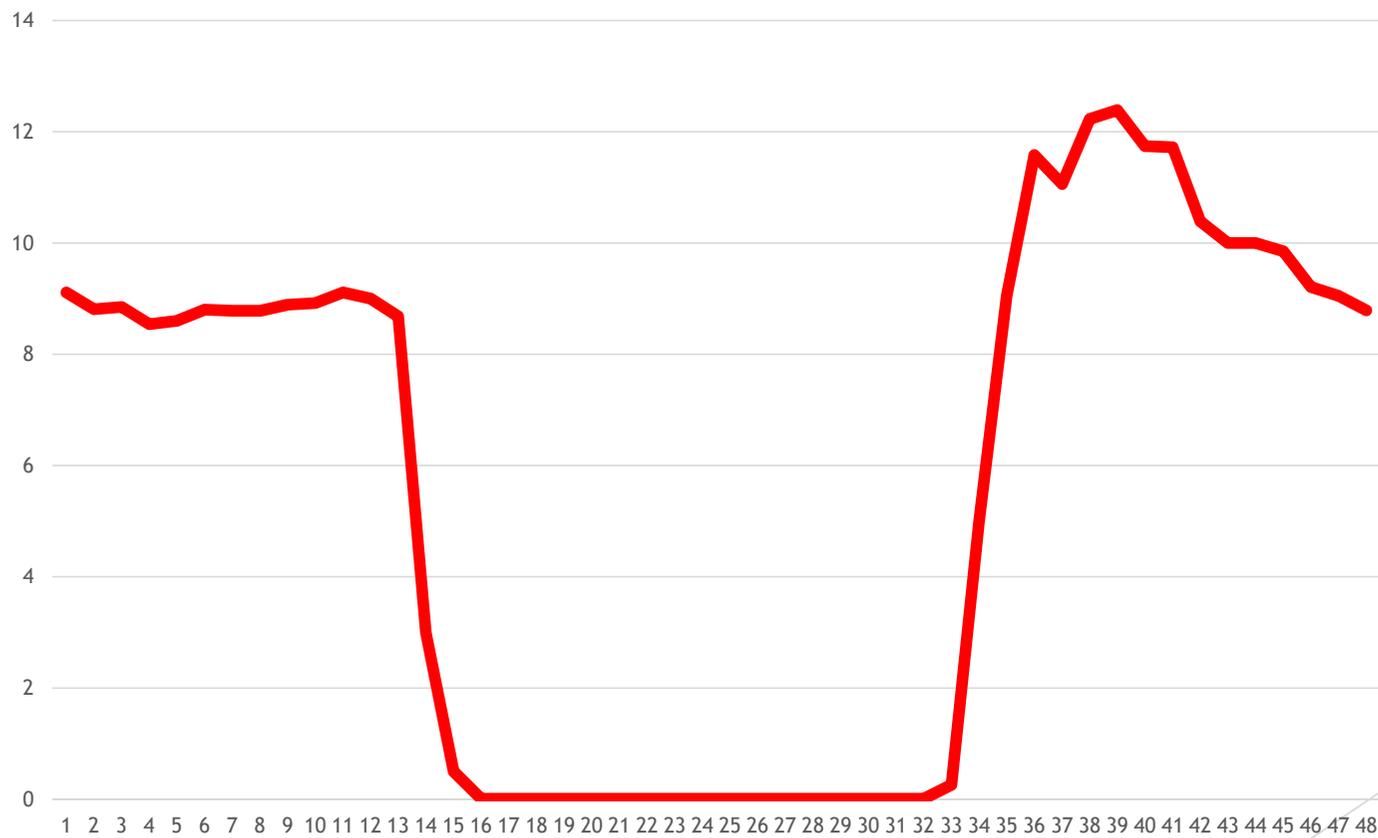
— 売入札量累積 — 買入札量累積



7 60,000

- ▶ JEPXの電カスポット市場における取引の実態
- ▶ 取引日（実際の供給がされる前日）の午前中に、48コマごとに、全ての売り札と買い札を、価格と量に応じて、JEPXが積み上げる。
- ▶ コンピューターを用いて、需要曲線と供給曲線が交わる均衡点を計算
- ▶ 1コマにつき1つの約定価格を決定
- ▶ 約定価格よりも安い売値を入れた売り手も、高い買値を入れた買い手も、全員がこの約定価格で取引 シングル・プライス・オークション

▶ 今年（2023年）5月20日土曜日の九州地域における電力スポット市場での約定価格。



- ▶ 午前 7 時から午後 5 時までの時間帯は、約定価格は、0.01 円（実質的にゼロ）
- ▶ 電力需要は、春と秋に減少 特に、事業活動が低下する土曜日・日曜日には、著しく需要が低下
- ▶ 他方、この時期にも、太陽光発電は活発に発電
- ▶ 以上が、卸電力取引における、電力料金は競争的市場で決められるという実態

- ▶ 例えば、今年（2023年）11月27日正午の九州地域においては、
  - ▶ 原子力発電事業者でも、
  - ▶ 太陽光発電をしている者でも、
  - ▶ 火力発電事業者でも、
- ▶ いずれも、約定価格は、5.06円/kWh
- ▶ 原子力発電事業者から電気の供給を受けた場合と、原子力発電事業者以外から電気の供給を受けた場合で、電力料金が異なることはない。

- ▶ 相対取引（相対契約） 60%強は、相対取引
- ▶ 新電力である小売電気事業者が、発電事業者から購入している場合
- ▶ 発電事業者から、一定数量の電力を、一定価格で購入する契約を事前に締結 （確定数量契約）
- ▶ 価格決定要素は、市場電力価格がどうなるか = 市場取引の影響。総括原価方式と異なる。
- ▶ 不足分はスポット市場で調達し、余った分はスポット市場で販売する。→ 小売電気事業者が最終的な取引量を決定するときに直面する価格は、市場価格

- ▶ 旧一般電気事業者系の小売電気事業者が、相対取引で、発電事業者から購入する場合は、一定額で、需要に応じた量を購入する契約となっている (変動数量契約)。
- ▶ 市場価格よりも高い価格で購入していれば、他の小売電気事業者よりも不利な立場に立つことは、新電力の場合と同一 = 取引価格は、競争的市場の価格を参照して決まる。
- ▶ 相対契約の場合も、原子力発電事業者から電気の供給を受けた場合と、原子力発電事業者以外から電気の供給を受けた場合で、電力料金が異なることはない。

- ▶ 小売電気事業者から需要家への販売料金は、どのように決定されるのか。
- ▶ 小売電気事業者の電気の調達価格は、競争的市場で決定される卸電力料金と、本件訴訟で問題となっている託送料金（送配電料金）の合計
- ▶ 小売電気事業者は、相互に全く自由な競争をして販売料金を決定。料金体系も自由に決定。
- ▶ 小売電気事業者が需要家に販売する際の販売料金も、競争的市場によって決定されている。

- ▶ 「原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担する」との論理の誤り
- ▶ 電力自由化の下では、電力料金は競争的市場で決定される。
- ▶ 原子力発電事業者から電気の供給を受けた場合と、原子力発電事業者以外から電気の供給を受けた場合で、電力料金は基本的に同一

- ▶ 「原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担する」という論理のもう一つの重大な誤り
- ▶ 2016年以降の電力完全自由化のもとでは、需要家に、電気の供給をするのは小売電気事業者。発電事業者ではない。 → 需要家が、電力完全自由化となった2016年以降も九州電力など旧一般電気事業者から電気の購入を続けているからといって、「引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける」ことはない。

- ▶ 小売電気事業者と発電事業者は別事業体 → 小売電気事業者は、どこから電気を調達してもいい。調達先は、同じ周波数ならば、関西地域や中国地域から調達することも可能である。→ 小売電気事業者が、旧一般電気事業者と同一の企業だったとしても、電力の供給元が原子力発電であるとは限らない。
- ▶ 新電力の小売電気事業者でも、原子力発電事業者から電気の供給を受ける場合もある → 新電力の小売電気事業者に切り替えたとしても、「原子力発電事業者から電気の供給を受けない」とは限らない。

- ▶ 電力完全自由化となった2016年以降も、九州電力などの旧一般電気事業者から電気の購入を続けているからといって、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家とならない。
- ▶ 電力完全自由化となった2016年以降、旧一般電気事業者の小売電気事業者から新電力の小売電気事業者に切り替えたとしても、「原子力発電事業者から電気の供給を受けない」とは限らない。
- ▶ 省令制定の根拠に重大な誤り

- ▶ 「過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたにもかかわらず、現在の電力利用者がその費用を負担しないことは不公平である」から「全需要家が等しく受益していた過去分について、託送料金を通じて、原子力発電の利益を受けた全ての需要家から公平に回収することが適当」であるという論理の誤り その1
- ▶ 事故を起こした当事者がその責任を果たすことなく、需要家にその責任を転嫁することは、事故の再発防止の観点からも、電力自由化の観点からも、効率的な資源配分の観点からも、誤り

## ▶ 八田達夫意見書

- ▶ 原子力発電による事故の危険は、外部不経済であり、外部不経済によって生じる損害は、発生者に負担させることが、事故防止投資の促進などの観点から効率的。原発事故の損害は発電者に負担させるべき。
- ▶ 販売した食品による食中毒などによる損害に対して、賠償を発生させた事業者負担させることと同じ
- ▶ すでに発生した事故についても、「東京電力が、資産を売却してでも支払う。払えなかったら、東京電力には法的整理を行う。」べき。電源費用自己負担の原則
- ▶ これらの原則に反して、損害賠償を、送電料金に上乗せして電力需要家に負担させるのは、特定の発電事業者の損害賠償金をすべての電力需要家に負担させること。→ この事業者を特別に有利に取り扱うもので、明確な不平等であり、競争による効率化を阻害

- ▶ 電力自由化の観点からも、本来、当該原子力発電事業者が負担すべき損害賠償費用を、需要家に負担させることは、特別な優遇であり、競争による効率化を害し、むしろ不公正を生じさせる。
- ▶ 一般的な法的原則からいっても、その本質を不法行為責任とする原発事故の損害賠償責任について、被害救済機能と並んで重要な事故の再発防止機能を果たさせるためには、事故を起こした原子力発電事業者及びその事業に関係した者がその責任を十分に問われることが重要。
- ▶ その責任を曖昧にすることはモラル・ハザードとなる上、事故の再発防止機能を大きく阻害する。<sup>21</sup>

▶ 「過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたにもかかわらず、現在の電力利用者がその費用を負担しないことは不公平」との論理の誤り その2

▶ 本件の賠償負担金は、平成23年3月31日以前に原子力発電による電力を現に使用した過去の需要家から徴収するのではなく、当時その電力を使用していない需要家が多数含まれる本件規則制定後の需要家からも徴収するもの → 当時その電力を使用していない需要家が、過去分を負担することは正当化されえない。

- ▶ (八田意見) 次の議論と同一「衛生管理が極めて杜撰だった養鶏会社Aが、そのために安く商品を販売できたために、競争の結果、この地域の他の鶏卵業者の鶏卵価格も安く保たれていた。しかしA社が食中毒を発生させたために損害賠償をしなければならなくなった。こうなった以上、A社の賠償資金を、すべての鶏卵業者の鶏卵価格に上乗せして、現在の需要家が負担すべきである。なぜならすべての需要家が、これまでA社のおかげで安価に鶏卵を使用してきたからである。」
- ▶ このような議論を許せば、誰もまともに衛生管理をしなくなる。

- ▶ そもそも、原発事故による損害賠償についての備えをする必要はないとし、安い電力源として原子力発電を進めてきたのは、経済産業省と旧一般電気事業者。誤り その3
- ▶ 経済産業省及び旧一般電気事業者は、1990年代から2000年代において、多額の賠償負担が生じるような事故が発生することはないことを前提に、原子力発電は、安い発電であると盛んに宣伝
- ▶ 経済産業省が、「原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金」が未徴収だとして、需要家から回収する制度を作るのは、禁反言の原則にも反する。

- ▶ 今回の規定は、民法の原則（契約に従って履行した以上それは覆らない）を覆すもの。 誤り その4
- ▶ 電気事業法は電気事業を対象とする行政規制のための法律（行政法の一つ）に過ぎない → 私的な契約に適用される民法の原則を変更したり、著しい不公平を生んだりするような規則を経済産業大臣が制定したりすることを委任できない。
- ▶ 憲法の平等原則や他の法律の原則の変更に関わるものは、国会で決議されるべき立法事項
- ▶ 民法の原則を変更するような規定は、経済産業大臣の専門技術的・政策的な領域に属するものでもない。
- ▶ 需要家の立場を害する。 誤り その5

- ▶ 原子力損害賠償法の規定によれば、いわゆる「不足分」なるものの自体が発生しない。
- ▶ 備えるべき額は、原子力損害賠償法に規定
  - ▶ 1事業所ごとに1200億円＝損害賠償措置額
  - ▶ 原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約を締結し、保険料及び補償料を支払う。
- ▶ 超えた分は、国が援助（同法16条1項）
- ▶ 原子力損害賠償法が原子力損害賠償のために備えるべきものとして損害賠償措置の額を規定
- ▶ 法律で決めている以上、それを超える分を備えるべきだったと法律を改正せずにはできない。

- ▶ 「平成11年1月の電気事業審議会基本政策部会報告において、託送制度には公益的課題の達成の役割が求められるとし、その受益を受ける需要家は託送料金を通じて必要な負担を公平に負うべきことが確認されていた」事実はない。
- ▶ 公益的課題への対応は、電力会社（当時の一般電気事業者）からの給電指令及び同時同量などの給電ルールに従うことをもってなされるとしていた。
- ▶ 託送料金については、託送コストの公正な回収のみが記述 = 一般送配電費用以外の費用を託送料金としては回収しないとされていた。

- ▶ 平成11年の国会審議においても「託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収する」などといったことは議論されていない。
- ▶ 制度設計ワーキンググループにおいて、小売分野の全面自由化に伴う、電気事業法の平成26年改正に際し、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要ではないか。」との提言をした 事実はない。 甲28を見よ。

- ▶ 平成26年の国会審議では、賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）を託送料金に係る原価等（具体的には営業費）の構成要素とすることは想定していなかった。
- ▶ 平成29年の国会での質疑応答では、改正法案が国会に出されたわけではなく、国会審議といえるものではなく、かつ、平成11年報告書の内容を誤って引用した答弁がなされた。
- ▶ 過程について、原判決には重大な事実誤認あり。